

廃 対 第 1 2 5 4 号
公 生 第 1 0 8 2 号
建 住 第 1 1 5 3 号
平成 27 年 11 月 16 日

関係機関の長 殿

生活環境部廃棄物対策課長

土木建築部公園・生活排水課長

土木建築部建築住宅課長

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準
(JIS A 3302-2000)ただし書の取扱いについて

上記のことについて、今般、下記のとおり定めたので通知する。

記

居住人員が少ない住宅については、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302-2000)」に基づく処理対象人員の算定結果が7人であっても、浄化槽設置者の申請に基づき、5人槽の浄化槽の設置を認めることとする。

ただし、この取扱いの適用対象は、延べ床面積が160m²を超過する既存住宅の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えであって、以下の条件に適合するものに限る。

- 一 当該住宅に現に居住している人員及び将来居住を見込む人員が5人以下であること。
- 二 当該住宅において、通常の生活で1日に使用する水量が最大1,000リットル以下であること。
- 三 当該住宅の増築を伴う場合にあっては、延べ床面積の増加が10m²以内であること。

四 当該住宅の所有者及び占有者が、第一号及び第二号並びに以下のアからウで定める事項について了解し、誓約すること。

ア 当該住宅において、いわゆるデイサービスや飲食店等、処理対象人員の算定に影響するような事業は実施しないこと。

イ 諸般の事情により、当該住宅が第一号若しくは第二号の条件に適合しなくなった場合又は浄化槽の法定検査の結果が不適正と判定された場合は、浄化槽管理者とともに速やかに改善措置を講じること。

ウ 当該住宅の譲渡等に伴い、当該住宅の所有者又は占有者がその地位を他者に承継するときは、本取扱いにより浄化槽が5人槽になっていることについて承継する者に遺漏なく説明し、了解を得ること。

なお、本取扱いの適用を受ける場合にあっては、ただし書に関する適用願（別紙様式 1）に以下の書類を添付し、浄化槽設置届出書とともに提出すること。ただし、当該住宅に現に居住している人員及び将来居住を見込む人員が3人以下の場合は第二号の添付を、また増築を伴わない場合は第三号の添付を省略できる。

一 当該住宅に居住するすべての者の住民票の写し

二 最近1年間の当該住宅における使用水量に関する資料（別紙様式 2）

三 当該住宅の延べ床面積が確認できる増築前後の図面

四 本取扱いの条件第四号に係る誓約書（別紙様式 3）

また、本取扱いについては、本通知日以後に届出のあった浄化槽について適用することとする。